

# 一般監査の指導監査事項の省略を適用する社会福祉法人の取扱要領

## 第1 趣旨

この要領は、愛媛県社会福祉法人等指導監査要綱（以下「要綱」という。）第4の3の（1）又は（2）の規定に基づき一般監査の指導監査事項（「会計管理」に関する監査事項）の省略を適用する社会福祉法人（以下「法人」という。）の決定（以下「決定」という。）について、取扱いを定めるものとする。

## 第2 一般監査の指導監査事項の省略を適用する法人について

要綱第4の3の（1）又は（2）の規定に基づき一般監査の指導監査事項の省略を適用する法人は、要綱第4の1の（1）のアの①及び②に関して問題が認められない法人のうち、直近の県（法人監査を実施する保健福祉部保健福祉課又は地方局地域福祉課）が実施する一般監査の受審の結果、「会計管理」に関する文書指摘がなく、かつ、別表に掲げる判断基準に該当する法人に限るものとする。

ただし、直近の一般監査以降、法人及び経営施設等において、随時指導監査（文書指摘がある場合）、特別監査、改善勧告及び行政処分を受けた法人は、一般監査の指導監査事項の省略を適用しない。

## 第3 決定の手続等について

県は、次の手続等により、一般監査を行う時まで、決定を行うものとする。

### （1）関係書類の提出について

一般監査の指導監査事項の省略の適用を受けようとする法人は、一般監査予定年度の4月から6月末日までに、別添により関係書類を県に提出しなければならない。

なお、一般監査の周期延長を適用する社会福祉法人の取扱要領第3の（1）に規定する社会福祉法人一般監査の周期延長の適用申請書を提出した法人及び同要領第3の（4）に規定する確認書類を提出した法人は、関係書類の提出があったものとみなす。

### （2）関係書類に対する審査について

ア 県は、関係書類の提出があったときは、適用の可否について、この要領に基づき審査を行うものとする。

イ 県は、適用の可否を決定するに当たり、提出法人に対し、必要に応じて調査を行い、又は必要な書類の提出を求めることができる。

ウ 県は、適用の可否の決定について、提出法人に対し、指導監査の実施の通知により通知する。

### （3）改善状況等の確認等について

ア 県は、指導監査事項を省略する場合においても、一般監査時に、会計監査人等又は専門家の意見等の改善状況等について確認するものとする。

イ 一般監査において事前に提出を求める指導監査資料については、「会計管理」に関する監査事項も記載するものとする。

ウ 県は、法人及び事業の運営に問題が生じたこと等により必要と認められる場合は、指導監査事項を省略しないものとする。

#### **第4 その他**

この要領に定めのない事項については、保健福祉部長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年5月26日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年6月3日から施行する。

別表 判断基準

(要綱第4の3の(1)) (会計監査人を設置している法人)

要件	判断基準
会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」が記載されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○会計監査報告が作成されていること。</li> <li>○毎年度法人から提出される報告書類（計算書類、附属明細書、財産目録等）に大きな問題がないこと。</li> </ul>

(要綱第4の3の(1)) (会計監査人による監査に準ずる監査を実施している法人)

要件	判断基準
会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」が記載されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○毎年度（過去3会計年度）会計監査報告が作成されていること。</li> <li>○毎年度法人から提出される報告書類（計算書類、附属明細書、財産目録等）に大きな問題がないこと。</li> </ul>

(要綱第4の3の(2))

要件	判断基準
専門家による財務会計に関する支援を受け、当該支援を踏まえて作成する書類が提出されている。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○毎年度（過去3会計年度）支援を受けていること。</li> <li>○毎年度法人から提出される報告書類（計算書類、附属明細書、財産目録等）に大きな問題がないこと。</li> </ul>